

## 北部大阪都市計画地区計画の決定（茨木市決定）

都市計画立命館大学岩倉町地区地区計画を次のように決定する。

### 1．地区計画の方針

名	称	立命館大学岩倉町地区地区計画
位	置	岩倉町、奈良町地内
面	積	約10.0ha（うち再開発等促進区 約10.0ha）
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	J R 茨木駅や主要地方道大阪中央環状線、大阪高槻京都線に近接する交通利便性の非常に高い本市の都市拠点となる当地区において、大規模工場跡地から大学へと土地利用転換が行われることから、良好な教育・研究環境を確保し、周辺環境にも調和した土地の高度利用を図るとともに、必要な公共施設等の整備を行うことで、都市環境の向上に寄与するまちづくりを進めることを目標とする。
	土地利用に関する基本方針	<p>当地区の立地特性を活かし、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学にふさわしい教育・研究施設の立地を誘導するとともに、市民が利用可能な市民開放施設を導入し、賑わいと活力のある市街地の形成を図る。</li> <li>2. 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、地区に隣接して防災公園として整備する（仮）岩倉公園と一体的に活用できるよう、敷地内に十分なオープンスペースを確保し、防災性に配慮した安全・安心でゆとりのある市街地の形成を図る。</li> <li>3. 主要地方道大阪中央環状線等の沿道に緑を配置するなど、敷地内の緑化に努め、緑豊かで周辺環境にも配慮した潤いのある良好な環境の形成を図る。</li> <li>4. 環境負荷の軽減に努めるとともに、障害者、高齢者、子ども等に配慮した歩行者空間の整備を行い、人に優しい市街地の形成を図る。</li> </ol>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区内及び周辺地域の交通利便性の向上を図るため、地区内道路として道路を適切に配置する。</li> <li>2. 地区内道路と一体的にＪＲ東海道線沿いに緑地を配置することにより、緑豊かで潤いのある空間とともに、良好な教育環境の確保を図る。</li> <li>3. 地区に隣接した道路に沿って敷地内に歩道状空地を配置し、安全で快適な地区内及び周辺の歩行者環境の形成を図る。また、北側の歩道状空地は、（仮）岩倉公園と一体的な歩行者空間を創出する。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 良好な都市環境の形成と防災機能の向上を図るため、オープンスペースの確保とともに適切な土地の高度利用を図るため、建築物の容積率の最高限度と建ぺい率の最高限度の制限を行う。</li> <li>2. 大学にふさわしい建築物の用途の制限を定めるとともに、建築物を適切に配置するため、壁面の位置の制限を行う。</li> <li>3. 緑豊かで周辺環境にも配慮した潤いのある良好な環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。</li> <li>4. 公共空間である道路や公園と、建築物等の敷地とが調和した都市空間を整備し、安全で快適な歩行者環境を確保する。</li> </ol>
主要な公共施設の配置及び規模	地区内道路 緑地	幅員 10.0m 延長約 420m 面積 約 800 m <sup>2</sup>

「地区計画の区域、再開発等促進区及び主要な公共施設の配置は計画図表示のとおり」

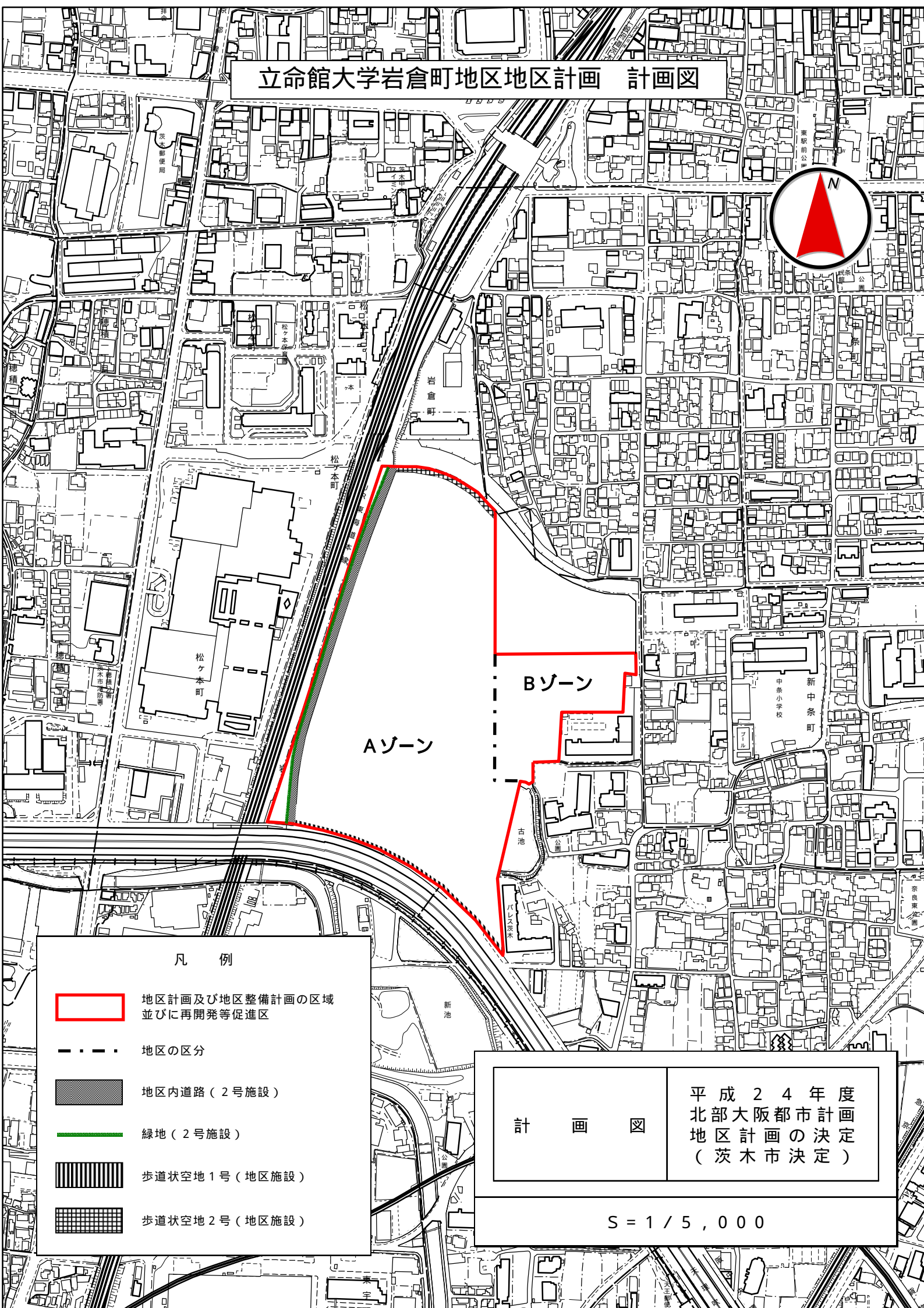
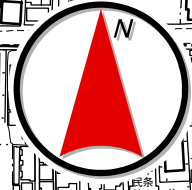
2. 地区整備計画

地区整備計画	位置		岩倉町、奈良町地内	
	面積		約10.0ha	
	地区施設の配置及び規模		その他の公共空地 歩道状空地1号(敷地南) 幅員 3.5m 延長約320m 歩道状空地2号(敷地北) 幅員 6.0m 延長約120m	
	地区の区分	区分の名称	Aゾーン	Bゾーン
		区分の面積	約8.5ha	約1.5ha
	建築物等に関する事項		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 大学施設 (2) 寄宿舍 (3) 前各号に掲げる建築物に付属する建築物(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものを含む。) (4) 事務所	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の25	10分の30
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の5		

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、10メートルとする。ただし、建築物の高さが31メートル以下の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離の最低限度は、6メートルとし、建築物の高さが7メートル以下の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離の最低限度は、2メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、6メートルとする。ただし、建築物の高さが7メートル以下の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離の最低限度は、2メートルとする。
		建築物の高さの最高限度	43メートル	31メートル
		建築物の緑化率の最低限度	10分の2	

「地区整備計画の区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」







# 立命館大学岩倉町地区地区計画 計画図



Aゾーン

Bゾーン

## 凡 例

-  地区計画及び地区整備計画の区域並びに再開発等促進区
-  地区の区分
-  地区内道路（2号施設）
-  緑地（2号施設）
-  歩道状空地1号（地区施設）
-  歩道状空地2号（地区施設）

計 画 図

平成24年度  
北部大阪都市計画  
地区計画の決定  
(茨木市決定)

S = 1 / 5 , 0 0 0